

蔵王町スポーツ振興課ソーシャルメディア運用方針
(X アカウント「蔵王町スポーツ振興課 (sports_zao)」)

蔵王町ソーシャルメディア利用ガイドラインに基づき、蔵王町スポーツ振興課が利用する下記のソーシャルメディアの運用方針（以下「運用方針」という。）を次のとおり定めます。

1 利用するソーシャルメディアの名称

X アカウント

2 アカウント名，URL 及びアカウント運用者名

(1) アカウント名 蔵王町スポーツ振興課 (sports_zao)

(2) URL https://x.com/sports_zao

(3) アカウント利用者名（組織名） 蔵王町スポーツ振興課



3 利用目的及び掲載内容

(1) 利用目的

町内のスポーツ振興に関する取組みについて広く一般に周知することで、スポーツへの親しみを醸成し、健康意識を啓発することを目的とします。

(2) 掲載内容

スポーツ振興課の事業、主管施設を利用した行事、日々の業務等を投稿し、目的の達成に併せ蔵王町スポーツ振興課および、蔵王町 B & G 海洋センターに親しみを持ってもらうことをねらいとした投稿を期的に行います。

4 コメントの管理

(1) コメントの返信について

当 X アカウントへのコメントに対しては、原則として返信を行いません。町政への御意見や御提言は、蔵王町ホームページの「Web 提言箱」(<http://www.town.zao.miyagi.jp/section/oshirase/hiroba/webteigen.html>)を御利用ください。

(2) コメントの削除について

掲載内容に関係のないコメントや、下記事項に該当すると判断したコメントは、利用者に断りなく、全部又は一部を削除する場合があります。

ア 法令に違反する、又はそれらの行為を煽る内容

イ 他者を差別、中傷、侮蔑し、又はそれらを助長させる内容

ウ 事実と異なる内容

エ 営業活動、政治的活動、宗教的活動、その他営利を目的とした内容

オ 閲覧者に損害を与える恐れのあるサイト等に関する内容

カ その他、公序良俗に反する内容

5 運用方針の変更

本運用方針は、予告なく変更する場合があります。

6 知的財産権

(1) 掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する著作権、商標権等の知的財産権は、町又は原権利者に帰属します。

(2) また、X の正規機能を利用した「リポスト」や、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

7 免責事項

(1) 町は、掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。

(2) 町は、利用者が掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。

(3) 町は、利用者が投稿した内容について一切の責任を負いません。

(4) 町は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者若しくは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

(5) 町は、予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断し、又は中止することがあります。

8 個人情報に関する取扱い

当 X アカウントを通じて町が提供を受けた個人情報については、蔵王町個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱います。

※ この運用方針の作成にあたっては、他自治体等の例を参考にしました。

参考にした運用方針等

- ・ 首相官邸「Facebook ページ運用方針」
- ・ 岡山県「岡山県広聴広報課ソーシャルメディア運用ポリシー」
- ・ 仙台市「仙台市広報課フェイスブック運用ポリシー」
- ・ 蔵王町「蔵王町まちづくり推進課ソーシャルメディア運用方針」